

令和4年度
津山市農業委員会
(1月定例会議事録)

令和5年1月10日(火) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(15名)

1. 長森 健樹	2. 井家上 淑子	3. 高畑 亨	4. 齊藤 主税
6. 尾島 宏明	8. 坂本 弘治	9. 筒塩 清美	11. 岡田 成子
12. 大峪 毅	13. 吉野 夏己	14. 高山 一英	15. 大山 正志
16. 植本 幸男	18. 太田 裕恭	19. 山下 英男	

欠席委員(4名)

5. 仁木 紹祐	7. 小島 仁太郎	10. 寺元 久郎	17. 竹内 隆一
----------	-----------	-----------	-----------

事務局(8名)

吉田 局長	大田 次長	濃野 主幹	阿部 主査	亀澤 主任
石田 主任	大内 主事			

議 事

- 議案第 73号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 74号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 75号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 76号 非農地証明願承認について
- 議案第 77号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 78号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 79号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 報告第 14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

吉田局長

定刻が参りましたので、令和5年1月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中15名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長

皆様あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

前々からの課題ではありますが、耕作放棄地が増加傾向にあります。背景には農業者の高齢化や担い手不足など、要因はあると思いますが、耕作放棄地の増加を防ぐために農地調査や指導を含めて、委員の皆様方に改めてお願を申し上げます。

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告を太田委員より願いたします。

太田委員

先ほど開催されました第10回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思しますので、よろしく願いたします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長森会長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。19番山下委員、3番高畑委員より願いたします。

それでは、議案第73号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明を願いたします。

事務局（津山）

議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。

4ページの申請番号1-10についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除を願いたします。繰り返します。4ページの申請番号1-10の申請が取り下げられましたので、議案からの削除を願いたします。それでは、議案第73号の説明をいたします。

今回、津山地区から10件、加茂地区から3件、合計13件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1、1-2、1-3の3件についてですが、譲渡人と申請事由が同一のため一括して説明します。これらは、大阪府大阪市の46歳の男性から、1-1は下高倉西の74歳農業の男性へ、1-2は下高倉西の46歳公務員の男性へ、1-3は下高倉西の75歳農業の男性への、いずれも贈与による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、吉見の82歳の男性から、同じく吉見の73歳無職の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、吉見の73歳の男性から、同じく吉見の54歳会社員の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、綾部の73歳の男性から、同じく綾部の74歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-7についてですが、高野本郷の62歳の女性から、同じく高野本郷の54歳農業の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1-8についてですが、高野本郷の54歳の男性から、同じく高野本郷の62歳農業の女性への、交換による所有権移転です。

続きまして1-9についてですが、上田邑の71歳の男性から、下田邑の65歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-11についてですが、兵庫県尼崎市の88歳の男性から、大篠の90歳農業の女性への、贈与による所有権移転です。また、譲受人の農家世帯には59歳の女性がいることを申し添えます。

以上、津山地区の申請10件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をするこ

とが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂） 続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、倉敷市の73歳の男性から、加茂町青柳の62歳パート社員の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、2-2についてですが、大阪府茨木市の71歳の女性から、加茂町黒木の74歳農林業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、2-3についてですが、鏡野町布原の77歳の女性から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請3件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第73号の説明は以上です。

長 森 会 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。

高 山 委 員 14番高山です。

1-1から1-8までご説明をさせていただきます。

1-1から1-3までですが、現地をすべて見て回りましたが、問題ありませんでした。それぞれの譲受人の耕作すべき農地も適正に管理できておりました。

1-4および1-5についてですが、交換による所有権移転ですが、交換する農地面積にかなり差があり、譲受人に確認を行いました。昨年の豪雨の関係で、農地に土砂が流出してしまったことで、復旧工事が必要であるということです。そのため、農地を交換し、農地復旧を行うものです。推進委員の利用状況についても問題ないとお伺いしております。

1-6ですが、譲渡人の体調が悪くなり、担い手を探していたところ、譲受人が見つかり移転を行うものです。

1-7および1-8ですが、小島委員がご欠席のため、代わりにご説明をさせていただきます。小島委員から問題ない旨の連絡をいただいております。

長 森 会 長 1番長森です。

1-9ですが、譲受人は推進委員ということで問題ありません。

1-11ですが、先ほど事務局の説明のとおり問題ありません。

山 下 委 員 19番山下です。

2-1ですが、新規就農者ということで面談も行い、頑張って農業をされるということで問題ないと思います。

2-2ですが、譲受人は一生懸命農業をされておりますので、問題ないと思います。

2-3ですが、寺元委員がご欠席のため、代わりに説明させていただきます。譲受人の法人は農業を頑張っておられますので、問題ないと思います。

長 森 会 長 ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

それでは次に議案第74号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（加茂） それでは、議案第74号の説明をいたします。

長 森 会 長
山 下 委 員
長 森 会 長
*
長 森 会 長
*
長 森 会 長
事務局（津山）

今回、加茂地区から1件の申請です。議案書のページは6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

2-1番・加茂町桑原の畑、334㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、車庫と露天駐車場で、施設の概要は全高3.5m程度の鉄筋平屋建ての車庫1棟です。転用事業者は、加茂町桑原にお住まいの男性です。転用事業者は、申請地南側に居宅があり、居宅近くに車庫と露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については擁壁を設け、雨水排水については、打設するコンクリートに勾配を設け、既存排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第74号の説明は以上です。

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

19番山下です。

竹内委員がご欠席のため、代わりにご説明をさせていただきます。2-1ですが、事務局の説明のとおり問題ありません。

只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

ありません。

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

ありません。

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして議案第75号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第75号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転4件、使用貸借権1件の合計5件の申請です。議案書のページは7ページから8ページです。

1-1番・小田中の宅地、1,383㎡及び畑、1,302㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は小原に本店を置く資本金の額100万円の合同会社で、主な事業は建設材料卸売業です。転用事業者は、令和4年5月に建設資材等を扱う会社を立ち上げ、その資材置場を探していたところ、この度、申請地を譲り受ける話がまとまり、転用するものです。転用にあたり、大きな造成は行わず現況のまま使用するため、土砂の流出の恐れは少なく、雨水については、既設水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。笠松町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-2番・綾部の田、310㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、2階建て全高約6.4mの居宅1棟及び、全高約2.8mの物置1棟で、建ぺい率は23.7%です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの男性です。現在、アパートに住んでおりますが、両親の老後の面倒を見ることと農業の後を継ぐために、実家から近い申請地を購入し居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、大きな造成は行わず現況のまま使用するため、土砂の流出の恐れはなく、雨水については敷地内に沈殿マスと設け、既設水路に接続します。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-3番・綾部の宅地、214㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業用倉庫で、施設の概要は、平屋建て全高約3.4mの倉庫1棟及び、平屋建て全高約4.5mの倉庫1棟です。転用事業者は、綾部にお住いの男性です。転用事業者は申請地と隣接する農地を購入（第73号1-6）するにあたり、営農のための農業用倉庫が必要であるため、申請地を購入し転用するものです。転用にあたり、新たな造成は行わず現況のまま使用するため、土砂の流出の恐れは少ない形状であることを確認しています。また、雨水については敷地内に沈殿マスを設け、既存の道路側溝に接続する計画であるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-4番・日上の畑、1,152㎡の内0.31㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。この申請は、一時転用期間の満了に伴う再許可の申請になりますが、令和4年1月9日で許可期間が切れているため、追認案件としております。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時的転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和5年1月20日から令和15年1月19日までです。転用事業者は、高野本郷に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は林業です。転用にあたり、新たな土地の造成等を行わないため、土砂の流出の恐れはなく、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。人神町町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、再許可については、営農の適切な継続が確保されていること。荒廃農地を再生利用する場合以外の場合は、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと。の全てを満たす必要があり、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告及び現地確認等をした結果、全てを満たしていると考えられます。よって、再許可は問題ないものと考えます。

1-5番・河辺の田、2,615㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地10区画です。転用事業者は岡山県岡山市北区に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界については擁壁又は法面を設け、雨水については側溝を新設し既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第75号の説明は以上です。

長 森 会 長
大 山 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見を申し上げます。

15番大山です。

1-1についてですが、町内会長にも確認をいただき、この農地は長年耕作されていないということで問題ないと思います。

高 山 委 員

14番高山です。

1-2についてですが、測量し分筆もできており、住宅を建築されるということで問題ないと思います。

1-3についてですが、譲渡人が農作物出荷用の農業用倉庫を建てており、譲受人が既存の建物を改修して再度利用されるということで問題ないと思います。

坂 本 委 員

8番坂本です。

長 森 会 長	1-4および1-5についてですが、先ほど事務局からの説明があったとおり、現地確認と資料を元に確認をしたところ、特に問題はないと思われます。
* 長 森 会 長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
山 下 委 員	続いて議案第76号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
尾 島 委 員	19番山下です。
岡 田 委 員	2-1についてですが、家の周りに狭小の農地があり、申請をされたものです。
植 本 委 員	6番尾島です。
太 田 委 員	4-1についてですが、先代の父親が庭を拡張したということで、やむを得ないと思います。
長 森 会 長	11番岡田です。
* 長 森 会 長	4-2から4-4まで説明します。それぞれ農地法を知らず、庭や進入路を作ってしまったということで、現時点でも利用されており、致し方ないと思います。
* 長 森 会 長	16番植本です。
* 長 森 会 長	5-1についてですが、平成元年頃に居宅を建てられおり、やむを得ないと思います。
* 長 森 会 長	18番太田です。
* 長 森 会 長	5-2について説明します。面積は広いですが、宅地の一部として使われており、畑利用の箇所についても荒廃しており、仕方ないと思います。
* 長 森 会 長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
井 家 上 委 員	続きまして、議案第77号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
山 下 委 員	2番井家上です。
山 下 委 員	1-1についてですが、地目が田の3筆については、長年農地利用をされておらず、水路が潰れており農地復旧が困難な場所です。そのため山林原野化になりつつある状態となっております。地目が畑の1筆については、こちらも山林原野化してきております。また、所有者は市外在住者であり、叔父の農地を相続した際に判明したものです。山林原野化、農地復旧も困難という状態も踏まえて致し方ないと思います。
山 下 委 員	19番山下です。
山 下 委 員	2-1についてですが、長年利用状況調査でも遊休農地となっておりますが、所有者から申請があったものです。竹藪、山林原野化、荒廃状態であり、農地復旧は困難だと思います。
山 下 委 員	2-2ですが、寺元委員がご欠席のため、代わりにご説明をさせていただきます。以前非農地を行った際に、狭小の農地が1筆残っており、改めて申請があったものです。
長 森 会 長	ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第78号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第78号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
				議案書のページは、13ページから18ページです。13ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区2件、加茂地区5件、阿波地区1件、勝北地区11件、久米地区15件の合計34件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第78号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
				ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
				ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第79号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第79号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、19ページから20ページです。19ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区2件、勝北地区1件、久米地区2件の合計5件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第79号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
				ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
				ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、報告第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事	務	局		報告第14号について説明します。議案書のページは21ページから27ページです。今回は、相続によるものが12件87筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。
				報告第14号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございます。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
				ありません。
長	森	会	長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事	務	局		次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、2月の定例委員会ですが、令和5年2月10日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、2月の定例委員会ですが、令和5年2月10日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時3

長 森 会 長

0分までにお越してください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。

ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(14:30終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
